

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和7年8月27日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第19号
対象土地	豊中市北桜塚一丁目8番1
	同所 9番